

銀行の引当開示の状況

2021年3月期-2022年3月期

本ペーパー公表の背景・目的

- ❑ 金融庁が、2019年12月に「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」を公表して以降、各金融機関ではその経営戦略・融資方針等と整合的な形で引当方法を見直す動きが進み、さらに新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえ、引当方法は多様化してきている。
- ❑ 引当方法の多様化に伴い、財務諸表の比較可能性を確保するため、自らの引当方法を丁寧に投資家等の財務諸表利用者に説明しようとする動きが見られる中、情報開示の望ましい水準やあり方について議論を求める声が上がっていた。
- ❑ 金融庁では、2022年2月21日に、アナリスト、日本公認会計士協会、全国銀行協会を招いた「銀行の引当開示の充実に向けた勉強会」（以下、「前回勉強会」という。）を開催し、銀行の引当開示のあり方に関して、投資家側等が期待している開示内容や銀行による実際の特徴的な開示事例、今後の開示要素などを議論した。その議論の成果は、2022年3月1日に「銀行の引当開示の充実に向けて」（以下、「前回公表資料」という。）としてとりまとめ、公表した。
- ❑ その後の開示状況に関して、今般、金融庁では、22.3期の主要行等及び地域銀行の有価証券報告書における引当開示にかかる記載（前回勉強会で議論した、①貸倒引当金の計上基準、②重要な会計上の見積り、③将来予測情報を活用した引当方法を採用した場合に考え得る開示要素）について、勉強会参加者からご意見を伺いながら、21.3期の記載との比較・分析を行った。
- ❑ 本ペーパーは、各金融機関における引当に関する開示の充実に向けた取組みを後押しする観点から、上記の比較・分析において開示の進展が見られた特徴的な事例を中心に共有するものである。

※「銀行の引当開示の充実に向けて」（2022年3月1日公表）：<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20220301.html>

◆ 1. 「貸倒引当金の計上基準」

- 開示の状況 P4
- 開示の進展が見られた特徴的な事例 P5 - 9

◆ 2. 「重要な会計上の見積り」

- 開示の状況 P11
- 開示の進展や時勢の反映が見られた特徴的な事例 P12 - 17

◆ 3. 将来予測情報を活用した引当方法

- 開示の状況 P19
- 開示の進展が見られた特徴的な事例 P20 - 22

特徴的な事例に関する留意点

- 1.「貸倒引当金の計上基準」、2.「重要な会計上の見積り」、3.「将来予測情報を活用した引当方法」において掲載している事例は、主に従来の開示から投資家側等の声に対応すると考えられる開示へと進展が見られた特徴的な事例である。
- 掲載している事例は例示に過ぎず、全ての金融機関に同じ開示を求めるものではなく、また、事例に記載の引当方法や開示内容について保証を与えるものでもない。
- 開示のあり方は、投資家等からのフィードバックを受けながら、常に見直されていくべきものであり、事例を機械的に模倣することなく、各金融機関の実態を踏まえた開示が行われることが期待される。
- 本資料における特徴的な事例は、有価証券報告書からの抜粋である。こうした開示のプラクティスは、有価証券報告書（法定開示）はもちろん、他の任意開示における引当開示の充実にも資するものと考えられる。

1.「貸倒引当金の計上基準」

開示の状況 -貸倒引当金の計上基準-

- 前回公表資料では、有価証券報告書の注記事項である「**貸倒引当金の計上基準**」において、追加的な情報の開示が見られたポイントと当該ポイントに対して投資家側等が期待する開示内容を記載。
- 今回、下記の通り、開示の進展が見られた特徴的な事例を抽出（P5 - 9）。

No.	投資家側等の声の一部	進展が見られた開示事例
貸倒実績率又は倒産確率の算出におけるグルーピングについて		
1	グルーピング情報は非常に重要と考える。融資ポートフォリオに応じたグルーピングを行い、グルーピング毎の与信残高・損失見込期間・予想損失率やその考え方などが開示されていると、投資家をはじめ利害関係者に有用な情報となるのではないか。	1 グルーピング（債務者区分の細分化を含む）を開示する事例 2 損失見込期間を債務者区分ごとに開示する事例
破綻懸念先債権における、必要と認める額の計上方法について		
2	必要と認める額を計上している旨だけの記載では、その具体的な計上方法が不明のため、計上方法を具体的に開示することが有用だと思われる。	・ 破綻懸念債権における、必要と認める額の計上方法を具体的に開示する事例
必要な修正の内容について		
3	必要な修正を行った場合はその理由と具体的な方法に加えて、修正金額を開示した方が財務諸表利用者への情報として有用だと考えられる。	・ 必要な修正の具体的な内容を開示する事例

1－1 グループिंग（債務者区分の細分化を含む）を開示する事例

□ 開示の進展が見られた特徴的な事例

【債務者区分の細分化を開示する事例】

21/3期	→	22/3期
記載なし		(注) 1 貸倒引当金の算定におけるグループिंग 上記の債務者区分に加えて、 正常先は2区分 （遠隔の特定地域の正常先のうち信用格付が低位の先（特定地域の正常先）、それ以外の正常先）、 要注意先は3区分 （経営改善計画等により債務者区分の判定を行っている債務者（計画要注意先）、遠隔の特定地域の要注意先（特定地域の要注意先）、それ以外の要注意先）に それぞれグループिंग しております。

【債務者区分以外のグループिंगを開示する事例】

21/3期	→	22/3期
④ 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。		④ 上記以外の債権については、主に今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、 債務者区分に加えて、業種、信用格付等で細分化したグループ毎に 1年間の倒産確率の長期平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

1－2 損失見込期間を債務者区分ごとに開示する事例

□ 開示の進展が見られた特徴的な事例

【正常先・その他要注意先・要管理先のそれぞれの損失見込期間を開示する事例】

21/3期	→	22/3期
正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。		正常先に対する債権 については主として 今後1年間 の予想損失額を見込んで計上しております。また、 要管理先に対する債権 については主として 今後3年間の、その他の要注意先に対する債権 については主として 今後1年間 の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

【破綻懸念先の損失見込期間を開示する事例】

21/3期	→	22/3期
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。		破綻懸念先債権に相当する債権 については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、 今後3年間 の予想損失額を見込んで計上しております。

2 破綻懸念先債権における、必要と認める額の計上方法を具体的に開示する事例

□ 開示の進展が見られた特徴的な事例

【必要と認める額の計上方法を具体的に開示する事例】

21/3期	→	22/3期
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。		② 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、 その残額（以下「非保全額」という。）に対し、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定 しております。

【必要と認める額の計上方法の中で「必要な修正」を行っている場合、その内容も開示する事例】

21/3期	→	22/3期
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。		破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、 その残額に対し予想損失額を見込んで計上 しております。 予想損失額に用いる予想損失率は、原則として、過去の3算定期間に係る貸倒実績率の平均値としておりますが、直近2期の貸倒実績を反映した5算定期間の貸倒実績率と比較するほか、景気循環サイクルを勘案する等必要な修正を加えて算定 しております。

3 必要な修正の具体的な内容を開示する事例 1/2

□ 開示の進展が見られた特徴的な事例

【必要な修正の具体的な内容を開示する事例】

21/3期	→	22/3期
これらの予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。		これらの予想損失額の算定基礎となる予想損失率は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めたのち、これに 将来予測等必要な修正として、当該損失率に比して景気循環等を加味したより長期の過去一定期間における平均値に基づく損失率が高い場合にはその差分を加味して算定するほか、一部の要注意先、要管理先及び破綻懸念先に係る予想損失率は、将来における貸倒損失の不確実性を適切に織り込む対応として、最近の期間における貸倒実績率の増加率を考慮して算定 しております。

【必要な修正の具体的な内容として、考慮していた貸出金の平均残存期間の具体的な期間を開示する事例】

21/3期（重要な会計上の見積りとして注記）	→	22/3期（重要な会計上の見積りとして注記）
当行では、過去の貸倒実績率と将来の予想損失率には一定の関連性があるとの前提のもと、正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに貸出金の平均残存期間等必要な修正を考慮した予想損失率により要引当額を算出しております。		当行では、過去の貸倒実績率と将来の予想損失率には一定の関連性があるとの前提のもと、正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値、または景気循環等長期的な視点も踏まえた過去の平均値に基づき損失率を求め、これに貸出金の平均残存期間等必要な修正を考慮した予想損失率により要引当額を算出しております （当連結会計年度における 平均残存期間は、正常先は5.32年（前連結会計年度5.04年）、要注意先は4.02年（前連結会計年度3.57年） となっております）。

3 必要な修正の具体的な内容を開示する事例 2/2

□ 開示の進展が見られた特徴的な事例

【必要な修正の具体的な内容のほか、コロナ影響を含む必要な修正における考え方（仮定）を開示する事例】

21/3期（重要な会計上の見積りとして注記）	22/3期（重要な会計上の見積りとして注記）
(3) 新型コロナウイルス感染症に起因する不確実性への対応（予想信用損失の調整） （略） 取引先の財務情報等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積り、予想される将来の信用損失に対する必要な調整を行っております。 （略） 当連結会計年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大と小康状態を繰り返し、収束には時間がかかるとする仮定に変更しております（前連結会計年度は一定期間で収束と仮定）。当連結会計年度の経済環境や内部格付の変動状況等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大による業績への影響度合いや収束後の回復の見通しの程度に応じて、業種ごとに将来の信用リスクの悪化の程度に関する仮定を置き、当該業種に属する一部の与信について将来発生すると予想される信用損失の再見積りを行い、特例引当金18,432百万円を計上しております。	(3) 将来予測を勘案した予想損失額の調整 （略） 取引先の財務情報及び過去の貸倒実績率等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積り、予想される将来の信用損失に対する必要な調整を行っております。 （略） 当連結会計年度においては、（略）新型コロナウイルス感染症に限らず、上記の経済環境の変化が信用リスクに及ぼす影響について、将来予測を勘案した見積り手法により特例引当金の再評価を行っております。具体的な再評価の方法は以下のとおりであります。 ① 新型コロナウイルス感染症、ウクライナをめぐる国際情勢及びそれらに端を発した資源価格高騰・世界的なサプライチェーンの混乱等の影響により業績及び資金繰りの悪化が懸念される業種及びその影響度合いや今後の回復の見通しの程度を評価 ② 業績及び資金繰りの悪化が懸念される業種に属する一部の与信について、上記の影響度合い等に応じて、業種・内部格付ごとに将来の信用リスクの悪化の程度に関する仮定を置き、定量的な情報等に基づいた将来の内部格付遷移を予測 ③ 上記の内部格付遷移を仮定した場合に将来発生すると予想される信用損失の見積りを行い、特例引当金を計上 （略） 当連結会計年度においては、21,022百万円の特例引当金を計上しております。

2.「重要な会計上の見積り」

開示の状況 -重要な会計上の見積り-

- 前回公表資料では、有価証券報告書の注記事項である「**重要な会計上の見積り**」において、追加的な情報の開示が見られたポイントと当該ポイントに対して投資家側等が期待する開示内容を記載。
- 今回、下記の通り、開示の進展や時勢の反映が見られた特徴的な事例を抽出（P12 - 17）。

No.	投資家側等の声の一部	進展が見られた開示事例
貸倒引当金を注記対象とした重要性の判断理由について		
I	銀行業等における貸倒引当金の重要性はある程度共通認識があると考えられる一方で、重要な会計上の見積り注記の対象となり得る他の項目(例えば、繰延税金資産や固定資産の減損)も勘案すると、銀行がどのように重要性を判断しているのかを示すことは有用と思われる。	「重要な会計上の見積り」の注記対象とした科目の重要性の判断理由を記載する事例
新型コロナウイルス感染症が引当に与える影響について		
II	新型コロナウイルス感染症が与える影響に関しては、具体的に自行のポートフォリオにおける影響を受ける可能性の高い債務者の業種やその金額などの記載があった上で、それに対してどのような引当金の積み増しを行ったのかの金額的影響を記載していくことが、銀行のコロナ影響に対する将来的なリスク認識の程度を理解するには有用な情報と思われる。	新型コロナウイルス感染症の影響（コロナ影響）を引当に反映している旨を開示する事例
主要な仮定について		
III	新型コロナウイルス感染症の影響による追加引当を行っている場合や、その他過去実績から必要な修正を行っている場合には、その中で主要な仮定を置いていることが想定されるため、その仮定の内容について具体的に記載することが、有用と思われる。	主要な仮定として、過去の貸倒実績率等を使用する際の仮定を開示する事例
	その他	時勢の反映が見られた開示事例
IV		ロシア・ウクライナ関連の影響を引当に反映している旨を開示する事例

I 「重要な会計上の見積り」の注記対象とした科目の重要性の判断理由を記載する事例

□ 開示の進展が見られた特徴的な事例

【貸倒引当金を注記対象とした重要性の判断理由を開示する事例】

21/3期	→	22/3期
貸倒引当金 (1)当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額		貸倒引当金 連結貸借対照表において、貸出金等は総資産に対する割合が相対的に高く、貸倒引当金の計上が財政状態、経営成績等に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。 (1)当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

【繰延税金資産を注記対象とした重要性の判断理由を開示する事例】

21/3期	→	22/3期
3. 繰延税金資産の見積り (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した額 当連結会計年度 (2021年3月31日) 繰延税金資産 10百万円		3. 繰延税金資産の見積り (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した額 前連結会計年度 (2021年3月31日) 繰延税金資産 10百万円 当連結会計年度 (2022年3月31日) 繰延税金資産 334百万円 当期の連結財務諸表における繰延税金資産の変動額が大きいことから、繰延税金資産の計上に係る会計上の見積りは会計上重要なものと判断しております。

➤ 本件は繰延税金資産に係る事例であるが、前回勉強会で、貸倒引当金に限らず「重要な会計上の見積り」の注記対象とした科目の重要性の判断理由を記載することは有用とのご意見があったことから、掲載している

Ⅱ 新型コロナウイルス感染症の影響（コロナ影響）を引当に反映している旨を開示する事例

□ 開示の進展が見られた特徴的な事例

【当該影響を引当に反映している旨のほか、具体的な考え方や計上方法、計上金額を開示する事例】

21/3期	→	22/3期
記載なし		また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を顕著に受けていると認められる宿泊業等の特定の業種に属する債務者に対する信用リスクが高まっているものと判断し、当該債務者の債務者区分を引き下げたものとみなして貸倒実績率に必要な修正を加えて貸倒引当金を追加計上しております。これにより当連結会計年度末の貸倒引当金は671百万円増加し、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益は671百万円減少しております。

【当該影響を引当に反映している旨のほか、具体的な考え方や計上方法を開示する事例】

21/3期	→	22/3期
記載なし		なお、当連結会計年度より新型コロナウイルス感染症の影響から計画策定の見通しの判断が困難であると認められた特定の債務者については、破綻懸念先相当のリスクがあるとの仮定を新たに置き、破綻懸念先に対して見積られた非保全額に対する予想損失率に基づいて貸倒引当金を計上しております。

Ⅲ 主要な仮定として、過去の貸倒実績率等を使用する際の仮定を開示する事例

□ 開示の進展が見られた特徴的な事例

【過去の貸倒実績率等を使用する際の仮定のほか、コロナ影響を含む必要な修正における考え方（仮定）を開示する事例】

21/3期	22/3期
①算出方法 (略) また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当行グループの貸出金等への影響を反映するため、物理的に集客を要する特定業種については、今後予想される業績悪化の状況に基づく修正を加えた予想損失率によって、当連結会計年度末において貸倒引当金309百万円を追加計上しております。 ②主要な仮定 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動への影響は前連結会計年度末より今後1年程度続くものと想定していましたが、その後の感染拡大状況やワクチン接種開始に向けた動きなどを踏まえ、当連結会計年度末より今後1年程度続くものとの想定に変更し、当行グループの貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。 このような仮定の下、物理的に集客を要する特定業種については特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済の影響を色濃く受けており、業況回復は今後も当面弱い動きが続くと判断しております。	②主要な仮定 ・新型コロナウイルス感染症に関する主要な仮定 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動への影響は前連結会計年度末より今後1年程度続くものと仮定していましたが、3回目のワクチン接種が開始される中においても、感染再拡大が発生している動きなどを踏まえ、当連結会計年度末においてはさらに数年程度続くものとの仮定に変更し、当行グループの貸出金等の信用リスクに一定の影響があると判断しております。 ・必要な修正に関する主要な仮定 正常先及び要注意先に係る予想損失率の算定においては、過去に有していた債権と同程度の損失が発生すると仮定しております。但し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当行の貸出金等への影響が大きい宿泊業などの特定業種に属する債務者については、上記の「新型コロナウイルス感染症に関する主要な仮定」に基づき、今後業績悪化の影響が予測されると仮定して債務者区分を引下げた場合の影響を加味して貸倒引当金を算定しており、当連結会計年度末において貸倒引当金261百万円（前連結会計年度末は309百万円）を追加計上しております。 要管理先の貸倒引当金の算定については、対象先の件数が乏しく、統計的に有意な予想損失率の算定が困難であることから、債務者区分を引き下げて破綻懸念先に準じた貸倒引当金を計上することが現時点においては最善の見積りであるとの仮定を置いております。 破綻懸念先に係る予想損失率の算定においては、前連結会計年度は将来見込みに応じてより実態を反映する算定期間に基づいて算定するなどの修正を実施していましたが、当連結会計年度においては、過去の貸倒実績率の推移状況等を踏まえた結果、より高い直近の貸倒実績率との差分を加えて算定することが最善の見積りであるとの仮定を置いております。

□ 時勢の反映が見られた特徴的な事例

【当該影響を引当に反映している旨のほか、計上金額を開示する事例】

21/3期	→	22/3期
1. 貸倒引当金 (1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額 (単位：百万円) 当連結会計年度 貸倒引当金 35,101 (略) ③ 主要な仮定 (略) ii 予想損失率の修正を必要とする債務者グループ 当社グループは、要注意先のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が懸念される業種に属する一定の債務者グループに対する債権に対し、追加引当額を計上しており、その額は、影響を受ける業種の範囲をどう見積もるかによって変動することとなります。 したがって、影響業種の範囲が主要な仮定となります。		1. 貸倒引当金 (1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額 前連結会計年度 当連結会計年度 (2021年3月31日) (2022年3月31日) 貸倒引当金 35,101百万円 35,240百万円 (略) (うち、ロシアによるウクライナ侵略により、当該地域に商流を持つ債務者等、企業業績への影響が懸念される一定の債務者グループに対して計上した追加的貸倒引当金 当連結会計年度 632百万円) ③ 主要な仮定 (略) ii 予想損失率の修正を必要とする債務者グループ 当社グループは、要注意先のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が懸念される業種に属する一定の債務者グループ及びロシアによるウクライナ侵略により、当該地域に商流を持つ債務者等、企業業績への影響が懸念される一定の債務者グループに対する債権に対し、追加引当額を計上しており、その額は、影響を受ける業種の範囲をどう見積もるかによって変動することとなります。 したがって、影響業種の範囲が主要な仮定となります。

IV ロシア・ウクライナ関連の影響を引当に反映している旨を開示する事例 2/3

□ 時勢の反映が見られた特徴的な事例

【当該影響を引当に反映している旨のほか、具体的な計上方法を開示する事例】

21/3期	→	22/3期（貸倒引当金の計上基準として注記）
記載なし		また、ロシアによるウクライナ侵略により、当該地域に商流を持つ債務者等、企業業績への影響が懸念される一定の債務者グループに対して、追加的な貸倒引当金を計上しております。具体的には、債務者区分の下方遷移等、一定のシナリオを設定することで影響額を見積もり、当該影響額を追加的に計上しております。

【当該影響を引当に反映している旨のほか、具体的な計上方法や計上金額を開示する事例】

21/3期	→	22/3期（追加情報として注記）
記載なし		ロシアへの経済制裁による外貨繰り懸念等に起因し、トランスファーリスクが回避されていない債権額に対して将来発生が見込まれる予想損失額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 当該予想損失額は、ロシアのカントリーリスク評価及び外部格付機関が公表する過去のデフォルト実績等に基づき算出しており、当連結会計年度末においては特定海外債権引当勘定54,732百万円のうち、53,315百万円をロシアに関連する当該債権額に対して計上しております。

□ 時勢の反映が見られた特徴的な事例

【当該影響を引当に反映している旨のほか、計上金額を開示する事例】

21/3期	→	22/3期（追加情報として注記）
記載なし		1. ウクライナをめぐる現下の国際情勢の影響に係る貸倒引当金の見積りについて ウクライナをめぐる現下の国際情勢に起因する不透明な事業環境を踏まえたロシア関連与信に対する貸倒引当金の見積りについて、次の方法により連結財務諸表に反映しております。なお、当該与信は主に同国法人顧客に関するものであります。 各国政府による経済制裁やロシア政府による対抗措置の影響等を踏まえ、個別の債務者に関連して発生することが予想される損失については、入手可能な直近の情報に基づき、必要に応じて債務者区分の見直しを行うことにより貸倒引当金に計上しております。加えて、ロシアの政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として貸倒引当金に計上しております。 また、当該経済制裁や対抗措置に係る影響の長期化により、元本又は利息の支払の遅延や支払条件緩和等が発生する蓋然性に鑑み、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を貸倒引当金に計上しております。 この結果、ロシア関連与信に対して合計75,398百万円の貸倒引当金を計上しております。

3. 将来予測情報を活用した引当方法

開示の状況 -将来予測情報を活用した引当方法-

- 前回公表資料では、将来予測情報を活用した引当方法を採用した場合に考え得る開示要素と当該開示要素に対して投資家側等が期待する開示内容を記載。
- 今回、下記の通り、開示の進展が見られた特徴的な事例を抽出（P20 - 22）。

No.	投資家側等の声の一部	進展が見られた開示事例
総論		
i	まずは、将来予測情報を活用した引当方法を採用した背景と採用指標とモデルの考え方を開示し、例えば、事後検証を重ねるトライ＆エラー等を通じて、モデルが安定化できてきたところで、モデルの内容（採用するマクロ経済指標の予測値等）を開示するといった、段階的な開示の拡充も考えられるか。	
将来予測情報を活用した引当方法を採用した背景について		
ii	将来予測情報を活用した引当方法を初めて採用した年度には、「会計上の見積りの変更」に係る注記の中で、その背景が記載されることが望ましいが、採用した年度の翌年度以降については、背景を繰り返して記載することは不要ではないかと考えられる。	・ 会計上の見積りの変更注記において、将来予測情報を活用した引当方法を採用した背景を開示する事例 ・ 将来予測情報を活用した引当方法に関して、採用指標、モデルの考え方、ガバナンスについて開示する事例
モデル等の内容について		
iii	どういう考え方で動くモデルなのか、どういう将来見通しを考えているのか、モデルの具体的な算定式の開示までは難しくとも、モデルのロジックやシナリオの内容を具体的に示してほしい。	
最善の見積りのための態勢について		
iv	昨年11月に金融庁より公表されている「モデル・リスク管理に関する原則」等を踏まえ、将来予測情報を活用した引当方法において適用しているモデルに関して、どのようなモデル・リスク管理態勢を構築しているのかについて記載することが、より望ましい。	

□ 開示の進展が見られた特徴的な事例

【会計上の見積りの変更注記において、将来予測情報を活用した引当方法の採用背景を開示する事例】

21/3期	→	22/3期（会計上の見積りの変更として注記）
記載なし		当行は景気悪化等により予想される信用リスクを適時に貸倒引当金へ反映させることで、景気変動に左右されずに、資金繰り支援等の安定的な金融仲介機能の発揮ができると考え、その手法等について検討を進めてまいりました。これにより、当連結会計年度末において、予想される信用リスクを適時に貸倒引当金に反映させるためのデータの分析及び整備が完了し、より合理的な見積りが可能となったことから、貸倒引当金に関する見積りの変更を行っております。 具体的には、一般貸倒引当金（「要管理債権」を除く）については、細分化したグループ毎に倒産確率に基づく損失率を求め、これにマクロ経済指標の予測等に基づく、将来見込み等必要な修正を加えて算定する方法に変更しております。

□ 開示の進展が見られた特徴的な事例

【採用指標、モデルの考え方、ガバナンスについて開示する事例】

21/3期（重要な会計上の見積りとして注記）	22/3期（重要な会計上の見積りとして注記）
① 算出方法 （略） ② 主要な仮定 （略） 将来のマクロ経済指標は、景気予想や株価の推移に基づき設定しております。（略）	① 算出方法 （略） 正常先、要注意先（要管理先を含む）に係る債権については過去数値と過去の貸倒発生確率の関連性に基づき構築した予想損失率算定モデルへマクロ経済指標の将来の予測値をおくことにより、予想損失額を算定しております。予想損失率算定モデルはバック・テストにより定期的に検証を行い、その結果を取締役会に報告することとしております。 マクロ経済指標の将来の予測値は、各期末時点から向こう1年程度の景気予想等に基づいたメイン・シナリオに、景気循環を想定したリスク・シナリオを加えて算定しております。 リスク・シナリオは景気循環を踏まえた景気悪化シナリオを想定しており、同シナリオの発生可能性を一定程度メイン・シナリオに加味することで「マクロ経済指標や損失に関して予期せぬリスク事象を一定程度織り込む」または「既に発生しているリスク・イベントに関して経済への影響の予測が困難な事象に対応する」ことを想定しております。 さらに、外部環境等の著しい変化により特定のグループに係る債権の信用リスクが高まっていることが想定される場合には、同グループにおける過去最も高い貸倒実績率を予想損失率として適用するなどの方法により、予想損失率に所要の修正を加えて貸倒引当金を算定しております。 ② 主要な仮定 （略） 将来のマクロ経済指標は、主に株価の推移や沖縄県内の景況感を表す指標のほか、沖縄県内の雇用状況を示す指標に基づき設定しております。（略）

□ 開示の進展が見られた特徴的な事例

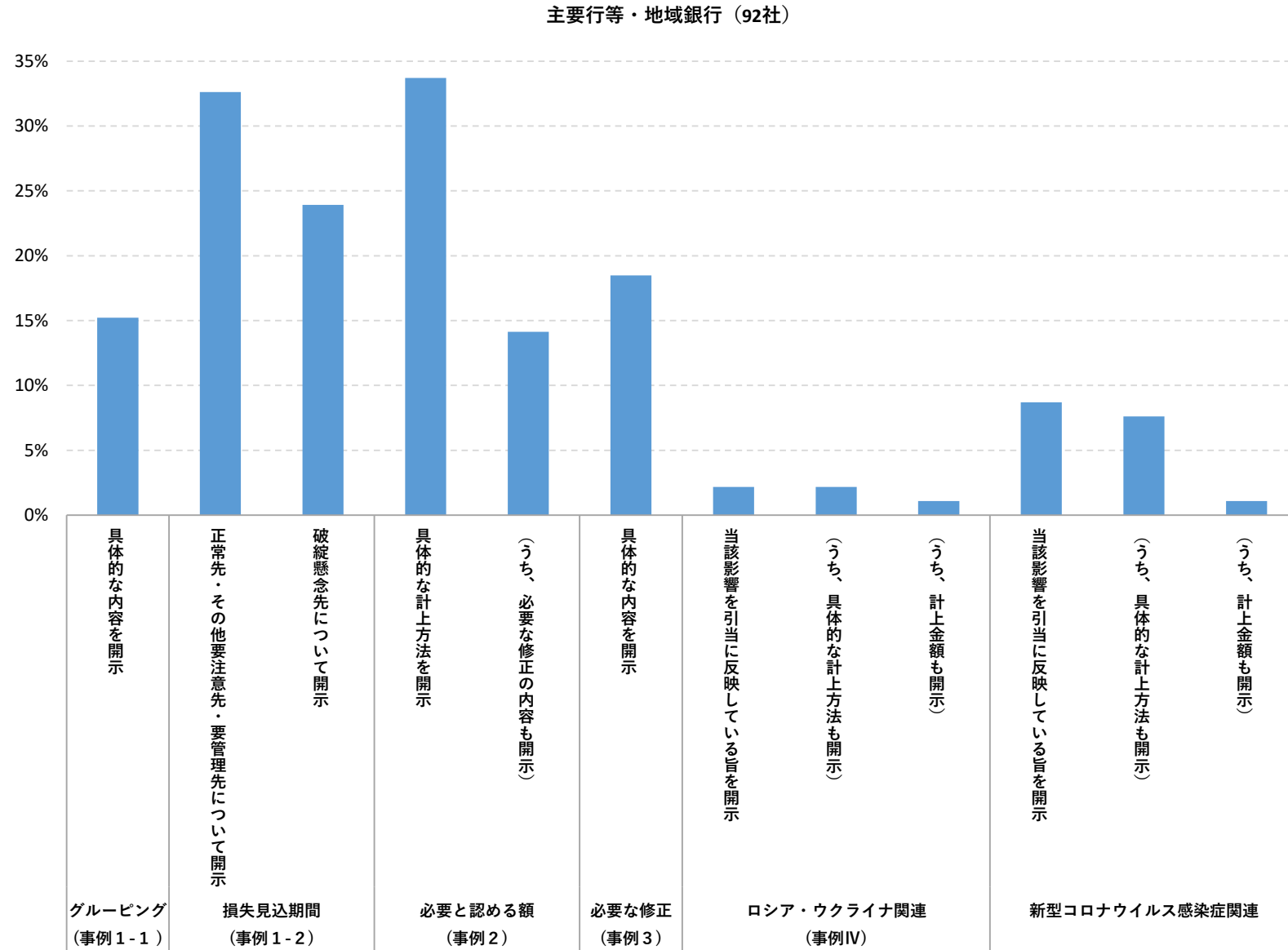
【採用指標、モデルの考え方、ガバナンスについて開示する事例】

21/3期（重要な会計上の見積りとして注記）	→	22/3期（重要な会計上の見積りとして注記）
・ 景気予測に基づくデフォルト率の推計における将来の景気見通し 足元の経済指標及び過去の景気循環等から予測し、設定しております。（略）		・ デフォルト率の推計における将来の景気見通し デフォルト率は、景気予測と過去の景気推移及び倒産実績をもとに統計的に推計のうえ算定しており、景気指標にはGDP成長率を使用しております。 景気予測にあたっては、将来の景気見通しに基づく2つのシナリオ(ベースシナリオとダウンサイドシナリオ)から1年間の予想GDP成長率を算定し、原則半期毎に取締役会で決定しております。（略）

【モデルの考え方について開示する事例】

21/3期	→	22/3期（重要な会計上の見積りとして注記）
記載なし		一般貸倒引当金算定における予想損失率に関しては当該仮定を前提としたマクロ経済指標の予測に基づいて修正を行っております。具体的には、貸倒の発生確率と相関性の高いマクロ経済指標の将来予測を行い、マクロ経済指標と貸倒実績との相関性から算出した関数を利用してマクロ経済指標の予測値より予想損失率を求めています。そのうえで、当該予想損失率と過去の一定期間における貸倒実績率の平均値とを比較考量し、それぞれに基づき算定された金額の差額を予想損失額に反映しております。この結果、当連結会計年度末の貸倒引当金は2,097百万円増加しております。

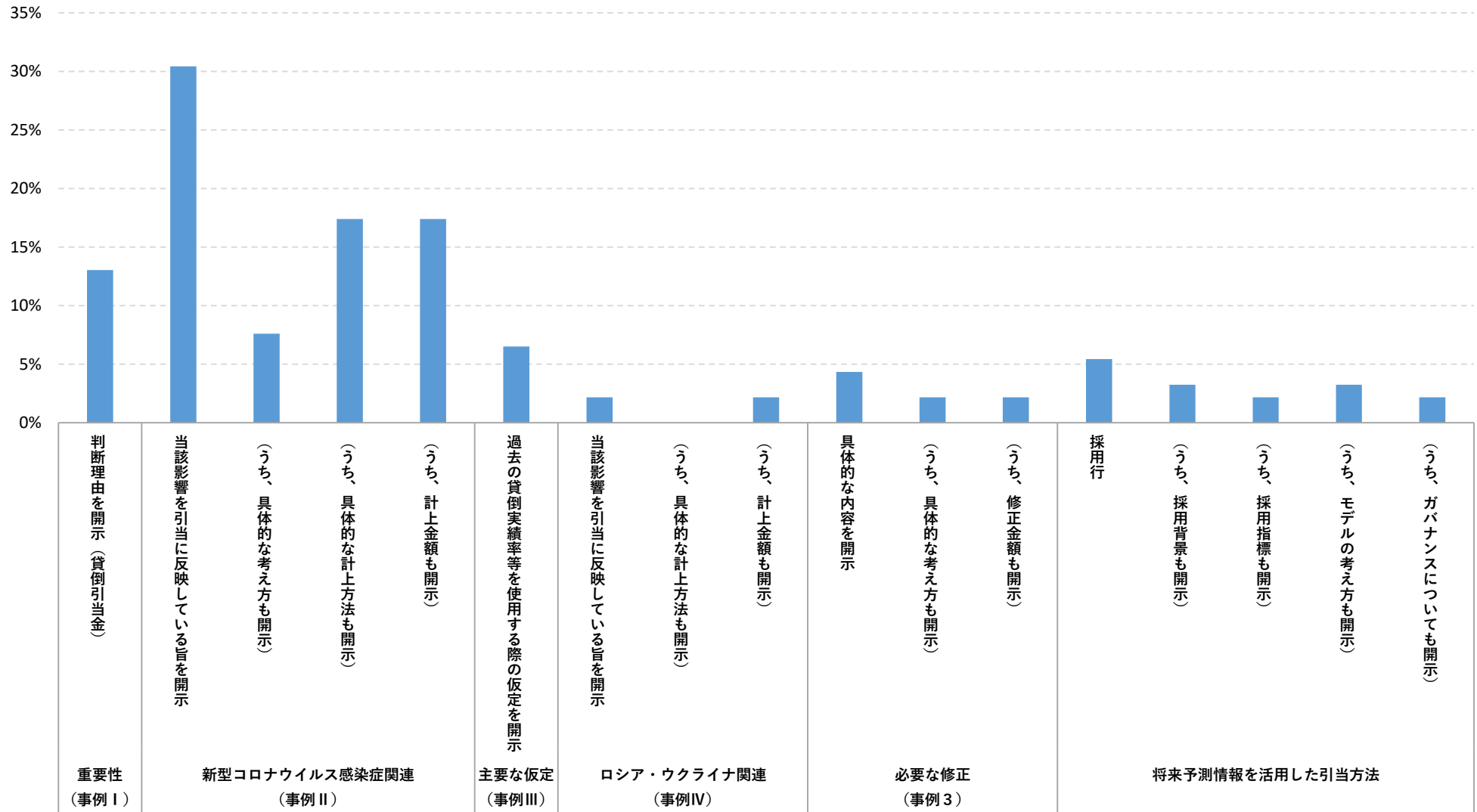
参考：「貸倒引当金の計上基準」の主な開示状況



※主要行等：みずほFG、三菱UFJFG、三井住友FG、三井住友TH、りそなHD、新生銀行、あおぞら銀行
 地域銀行：地方銀行及び第二地方銀行（有価証券報告書提出会社ベース）

参考：「重要な会計上の見積り」及び「将来予測情報を活用した引当方法」の主な開示状況

主要行等・地域銀行（92社）



※主要行等：みずほFG、三菱UFJFG、三井住友FG、三井住友TH、りそなHD、新生銀行、あおぞら銀行
 地域銀行：地方銀行及び第二地方銀行（有価証券報告書提出会社ベース）